

52.Communication コミュニケーション

子どもたちの対応を効果的にするには、感情的に子どもに同調し、彼と通じ合うことが出来る必要がある。

効果的なコミュニケーションは、子どもの発達レベルにそって行う。

目標は、子どものペースで取り組み、おしゃべりで見做されるかもしれないコミュニケーションから大事な事柄についての気持ちを話すことが出来る方向に動くように取り組むことである。

子どもたちは時に大変警戒的で、防衛的なため、子どもがコミュニケーションに心を開くまでに時間がかかる。

トラウマを背負う多くの子どもと若者たち（成人も同様）は、コミュニケーションで苦勞しており、実際、プログラムでは若者のための主な発達と治療課題の一つは、自分たちの考えと感情を知り、表現する能力の改善をめざすことなのである。

53

53.The following carer behaviours are key in promoting children's sense of safety, healing and positive day to day behaviour 1

次の養育者の行動は、子どもたちの安全感、癒しと肯定的な毎日の行動を促進する鍵となる

- 敬意をもって話を聞き、応対することは、子どもたちが尊敬感、人間として大事にされている感覚と自分の価値観を育むのを助ける
- 理解の枠組みを話し合うことは、子どもたちに日常生活の中の意味づけと道理をわかまえるのを助ける
- 子どもたちと心の通じた関係を築くことは、彼らに所属感と他人との繋がり感を育むのを助ける
- 枠組、日課、期待を確立することは、子どもたちに他人の信頼性への信頼感と同様に、世の中の秩序感と予想可能性を育むのを援助する
- 子どもに責任をもたすことは、評価、忠誠、継続の感覚を育むのを励ます
- 子どもたちに情緒的で発達をうながす支援をすることは、親身な気持ちと熟達 of 感覚を育むのを助ける
- 子どもたちの考え方や行動に挑戦することは、彼らに可能性と能力の感覚を育むのを助ける
- 子どもたちと権限と決定権を分かち合うことは、彼らに個人的な力と認識力の感覚を育むのを励ます
- 子どもたちの個人のスペースと時間を尊重することは、独立の感覚を育むのを助ける
- 子どもたちの可能性を発見し、掘り出すことは、希望と好機の感覚を育むのを助ける
- 子どもたちに資源を用意することは、彼らに感謝と寛容の感覚を育むのを助ける (アングリン Anglin, 2004)

54

54.The following carer behaviours are key in promoting children's sense of safety, healing and positive day to day behaviour 2

次の養育者の行動は、子どもたちの安全感、癒しと肯定的な毎日の行動を促進する鍵となる

ワード、クラウ、バルロック (Ward, Clough and Bullock2006) は次のことを加えている

- 確実に重大なことも、明らかに日常的なことも、両方ともいつでも聞く用意をする
- 子ども達の準備状態 (レディネス) を察知するか、または、話しあって経験を分かち合う
- 言語による明快な形と、非言語的で象徴的な形の養育を混ぜあわせる
- 良質または賞賛すべき行動を認め、子どもにその点数をつける
- 子ども達の生活の中の特別な記念日のお祝いをする

子どもたちにこれらの肯定的な品質と経験を提供した結果は、自分たちが重要である、自分たちは話を聞いてもらっている、大事にされ、考えてもらっている、彼らの興味が家庭の中心であると感じるのである

55

分担研究報告

特別里親委託センター・Relait Alésia の Marie-Christine Delpyrou 所長と
精神科医 Frédérique de Ona 医師にきく

フランスの養育困難児の里親委託と乳児院の位置づけ

分担研究者 林 浩康 研究協力者 菊池緑

1. 研究の目的

①母子関係不全、虐待・ネグレクトなどによってメンタルヘルスの重い障害を表わす子どもを措置機関の決定に基づいて受入れ、里親委託と支援を専門に行う機関で実践されている多職種チームによる里親委託とケアのあり方を知る。

②養育困難な子どもを委託する里親を上記の機関でどのようにリクルートし、里親研修を行うのか、現状を知ること、さらに 2005 年に制度化された里親の国家資格制度の目的と現状を把握する。フランスでは、現在、里親はアシスタント・ファミリアルという名称のソーシャルワーカーとして位置づけられ、里親委託機関の職員として採用されている。その上で、児童保護制度および社会・医療制度の枠内で、社会的養護を必要とする子どもを専門化された里親委託機関から委託されている。

③ ②の里親の国家資格を証明する国の免状に関する 2006 年 3 月 14 日のアレテ（省令）の付則に示されたアシスタント・ファミリアルの研修指示モデル（Référentiel de formation）、職業指示モデル（Référentiel professionnel）及び国家資格を証明する指示モデル（Référentiel de certification）を通して国が示す里親の務めと活動、それを実践する能力、その能力を証明する国の免状（diplôme d'Etat）の審査の仕組みを明らかにすること。

④フランスでは、家族に育成上の深刻な問題があるとき、子どもを家庭から引き取って個別的に手厚くケアするために、3 歳まで乳児院で保護することができる。他方、親子関係に大きな問題がなければ、子どもは 3 歳まで母子共に生活できる

母子保護センターに入所し、母の自立への支援と子育てを支援することができる。そのため、母子保護センターが乳児院よりも多く利用されている。その後、家庭に帰れない子どもは、施設や里親家庭に措置変更される。インタビューでは、乳児院における職員体制、ケアの方法、乳児院から里親委託機関へ子どもが移る前後の乳児院と里親委託機関が共同で行う里親委託の準備などパリ県における乳児院の活用のあり方を明らかにする。さらに、日本における乳児ケアのあり方を検討する。

2. 方法

①については、昨年度、パリで訪問した特別里親委託センター・ルレアレジアのデルペルー所長と精神科医デュオナ医師が 2013 年 IFCO 大阪世界大会において 9 月 14 日に行われたシンポジウム「諸外国の里親家庭支援における連携・協働のあり方」で講演するため招聘された。その招聘に林班は協力し、また、シンポジウムでの講演内容が本調査研究課題と合致したことから、講演テキストを講演後に仏語で書き改めて下さった原稿を本調査研究のために寄稿して頂き、邦訳した。

②は 2013 年 9 月 11 日に東京大学の伊藤国際学術研究センターにて、IFCO 大阪世界大会の前に、デルペルー所長とデュオナ医師へのインタビュー調査を企画し、インタビュー記録を作成した。

③は、②のインタビュー調査の準備として 2006 年 5 月 14 日のアレテ（省令）の付則に示されたアシスタン・ファミリアルの「研修指示モデル」、「職業指示モデル」及び「アシスタン・ファミリアルの能力を証明する指示モデル」を邦訳する。

④は、日本の乳児院の事情に精通している児童精神科医の上鹿渡和宏氏の協力を得て、9月16日、シェラトン都ホテル大阪において、デルペルー所長とデュオナ医師および上鹿渡医師の鼎談を企画し、乳児院の実務体制とその役割、ケアの方法、里親委託への移行プロセスで行う委託の準備など、パリ県において、乳児院がどのように活用されているのか、現状をうかがって、日本における乳児院の活用について考察した。

3. 結果の概要

①については、ルレアレジアで実践している委託児童とその家族に対する多職種チームの支援のあり方を、事例を通して具体的に知ることができた。講演資料によれば、フランスでは、専門的治療を必要とする里親委託児童は、治療施設や特別教育施設に通院又は通学することで、治療と特別教育を受けられるようにしている。そのため、里親委託機関による治療とケアは、医師又は心理士によるコンサルテーション、およびに心理士又はソーシャルワーカーが里親と組んで子どもへの二重の寄り添いを行なっている。

例えば、家庭復帰を目的とするある事例では、精神科医による母親への定期的コンサルテーション及び親子の定期的な訪問面会を通して、里親家庭で家庭復帰を目的によく育てられている子どもが、母と会うことを非常に喜ぶことに触発されて、重いアルコール中毒ですべてに自信を失っていた母親が少しずつ自信をもつようになり変化し、子どもが母の許に戻れるまでの経過を知ることができた。

愛着形成の非常に困難な子どもの事例では、その子どもに3組の里親家庭を最初から用意し、計画的に子どもを委託し、ほぼ1年をかけて子ども自身が選んだ里親家族に安定した居場所を子どもが得るまでのプロセスが紹介された。この事例では、とくに、子ども担当のリフェラン・ソーシャルワーカーによる子どもへの手厚い寄り添いの重要性を学ぶことができた。

そのほかに子どもの忠誠心葛藤の里親委託に及ぼす影響が事例を通して示され、その意味を学ぶことができた。

②については、ルレアレジアが里親に委託する養育困難な子どもに対応する里親をどのように確保しているのかを知ることができた。そのために委託する子どもに関係した機関や個人から子どもの情報を収集し、関係者の様々な角度からの意見を集め、それを基に里親をリクルートとし、個別の養育方針を立てる重要性が語られた。また、新たに里親を採用する場合には、一般に懐の深い里親や新しいことに直面して創造的に対応することのできる里親の採用を重視しながら、里親のリクルートの段階から、機関は、まず子どもの状態をしっかりと把握し、子どものニーズに対応できる里親を多職種チーム（精神科医、心理士、特別エデュケーター及び里親）の様々な目を通して評価し、採用を決定していることを知った。それは、前倒し的にマッチングを兼ねて行われる採用の仕方と考えられる。

それが可能なのは、民間機関が独自に里親をリクルートとし、必要とする里親を確保することが認められているからではないだろうか。日本では、里親認定は社会福祉審議会の里親部会の見解で認定され、自動的に認定を受けた里親が児童相談所に登録されているが、登録里親が多くいても、子どもを委託できる里親がないという現実がよく語られている。

フランスでは、里親は機関の職員として採用され、子どもが委託されていない状態であっても一定の給与が保証されている。また労働者としての諸権利をもつため、採用後、簡単に解雇できないという事情もあるため、必要な里親の確保は機関の最重要課題ともなっている。また、里親委託を促進するために、非常に重要な仕事となっている。

ルレアレジアのリクルートは、県が交付する里親の許可証を有する者を対象にしているが、ルレ

アレジアでは、ロコミで直接機関に応募してくる志願者の中から採用を決めている。採用のプロセスは、申請書類等の提出を受けて、関心を持てるすべての応募者に複数回の面接と訪問調査を行って、職員すべての意見を聴いて採用を決定しているという。応募する志願者は、「支援がよく行われているから」という理由で申し込む者が多く、支援の重要さがリクルートにも影響していることをしることができた。

里親研修については、外部の研修専門機関によって、従来、120 時間の義務研修を受講することが義務付けられてきたが、2005 年から 240 時間とその時間が倍増され、以後、準備研修と呼び方も変更された。国家資格を取得するための準備研修という意味である。研修内容は省令の付則「里親の研修指示モデル」にその骨子が示されている。

受講者には、研修手帳が研修センターから配布され、研修の中間と終了時に、センター、受講者および受講者の雇用者による面接が行って、それぞれの評価レポートが研修手帳に記載される。手帳は、国の免状を審査する審査官による面接試験の内容を決めるための参考とされる。国の免状の審査は、受験者の里親養育の経験で得た能力と研修で得た知識がそれぞれ評価される。そして、職業指示モデルに示された一定の能力があることが試験で証明されるとき、国の免状が授与されるという仕組みになっている。

国家資格の取得は、里親の義務ではないが、国は、その取得を目指して里親の能力向上と里親の社会的地位を高めようとしていることをしることができた。

③ 上記の「里親の職業指示モデル」によってフランスでは、里親に共通の務めとその仕事がなんであるのかを明確化し、それらの仕事を行う具体的な能力 (compétencies=スキル) を第三者にもわかるようにし、その能力を証明する方法を「国家資格を証明する指示モデル」によって、国

家資格の審査基準と仕組みが明らかにされていること、翻訳することで紹介することができた。

④ 乳児院では、子どもを個別的にケアするために、保育看護師がレフェラン・ソーシャルワーカーと育成チームをつくり、治療的ケアを提供している。乳児院から里親委託に子どもを移行するときには、綿密なアセスメントが行い、その情報が里親機関に提供される。委託後には里親委託機関の多職種チームによる寄り添いとケア体制がすでに述べたように確立されている。

ルレアレジアでは、子どもを受入れるときには、プレアドミッションとして約 2 ヶ月、乳児院において準備的ケアが提供される。乳児院において子どもが丁寧に観察され、寄り添いができていない場合に、後に大きな問題となると考えられている。

日本では、乳児院の活用を否定的に捉える議論が声高く主張されているが、養育の目的、養育体制、ケアの仕方において、パリ県の乳児院は日本の乳児院とは大きな相違がある。里親委託の過程では里親機関のソーシャルワーカーが子どもや乳児院の職員との信頼関係をつくることも重要とみなされている。その点でも日本とは大きく異なっている。とくに、委託過程やチーム養育のあり方を考える上でパリにおける取組みは非常に参考になった。

4. 今後の政策への提言

3 年間のフランスの治療的里親委託の研究に啓発され、以下のような提言を今後の施策を検討するために提言したい。

1) 民間の養育困難児の里親支援を行う機関では、心理的ケアを確保するために、常勤であれ、非常勤であれ、心理士又は精神科医及び里親委託に一定期間の経験をもつ SW を配置することを必要条件とすることは不可欠である。これらの職員が長期に勤務することで、エキスパートとして能

力を発揮できる職員体制をつくるのが可能となるからである。

2) 委託された子どもを担当するSWが里親と共に子どもに寄り添い、里親家庭において子どもを独りにせず、どんなことでも子どもが話せる信頼関係をつくるのが、子どもを支援するために重要である。そのため、一人のSWの担当する子ども数は少なくとも、20人以下とすることが望まれる。

3) 里親委託機関は、親子の定期的面接を支援し、親子関係の維持を援助し、可能ならば、家庭復帰に向けた取組みを計画的実行することが必要である。

4) 家庭復帰が不可能な子どもは、早期に養子縁組計画を立てて、養子縁組希望里親に委託するか、あるいは里親委託と養子縁組を同時に計画して、養子縁組に方針を変更できるようにすることを検討することが子どものために必要である。

5) 日本でも、養育里親の務めと仕事をより明確にした里親指示モデルをつくり、その務めと仕事を行うためのスキルと知識を学べる現任研修を強化し、里親の能力の向上を図ることは委託を促進する上で重要ではないか。

6) 乳児院では、子どもたちの入所期間を数ヶ月後ごとに監査し、どんなに長くても半年を目安に里親委託を可能にするための支援体制を整備する必要がある。

7) 乳児の親子分離を予防する目的で、母子生活支援センターを利用し易くすることも望まれる。

8) 子どもの親たちも、状況によって育成チームの一員となり、子どもの養育に関与し、家庭復帰に向けた養育のあり方を学ぶ機会を保障されることは重要である。

9) 民間の里親委託機関を児童養護施設に併設するばかりでなく、措置機関から委任される養育の難しい子どもや青少年の里親委託および支援を臨床的に行える里親委託機関を民間に設置するために、その運営費と活動費を、国や県の福祉予

算で支出できるようにすることが望まれる。その場合、民間機関は措置機関から委任される子どもの里親を独自に開拓できるようにする。

10) 心身に障害のある子どもを専門的にケアする情緒障害児の小規模医療施設をより身近なところに設置し、施設入所児童も里親委託児童も日中利用できるようにすることも必要ではないか。

11) 自立を困難とする障害のある養護児童は、必要があれば、22歳まで、里親委託を継続しながら各種の制度を利用できるようにする必要がある。

12) 里親委託解除後に在宅育成支援機関による寄り添いを予後的に少なくとも6ヶ月間は受けられるようにすることは緊急に必要である。

13) 親が里親委託に抵抗があり、委託に同意を拒むときには、子どもの学校休暇や週末を利用して、同じ学校区に住む地域的里親家庭に子どもを委託するなどして、実親と里親の家庭を行き来できる断続的里親委託の制度をつくり、完全な親子分離を予防すると共に、必要があれば、継続的里親委託へ変更する措置も取ることのできる新たな社会サービスも検討すべきである。

日本では、そうした社会的なサービスや措置形態がない中で、継続的親子分離を強いている一面があると言えないだろうか。

資料：

- 1 デュオナ医師&デルペルー氏の2013IFCO大阪世界大会の講演資料「フランスにおける養育困難児の里親委託—治療とケアの間で」の邦訳
- 2 インタビュー報告「ルレアレジアの里親ルート／研修／里親の国家資格」
- 3 2006年5月14日付AFの国の免状に関するアレテ付則の仮訳：資料1《研修指示モデル》、資料2《職業指示モデル—AFの務めと活動》、資料3《職業指示モデル—AFの能力を要する分野》資料4《AFの能力を証明する指示モデル》
- 4 インタビュー報告「フランスの社会的養護における乳児院の位置づけ」

.....
【資料1 2013IFCO 大阪世界大会の講演資料】

フランスにおける養育困難児の里親委託

— 治療とケアの間で —

フレデリック・デュオナ

特別里親委託センター・ルレアレジア精神科医

マリークリスチヌ・デルペルー

特別里親委託センター・ルレアレジア所長

菊池 緑訳 翻訳協力：久保田ゆり 通訳/翻訳家

樋口 麻里 大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程

.....

《関係性の混乱は分離によっても癒やされない》

Myriam David

IFCO のこのシンポジウムのために、ここ大阪にいることは大変幸せです。そして皆様と様々な考えと経験を分かち合えることを非常にうれしく思います。林教授からのお招きと菊池夫人の支援にも感謝します。私達は、お二人の訪問をパリで受けたことを喜び、その関心と信頼に感謝します。

皆様にまず自己紹介をさせていただきます。

私は 1984 年から入院中の子どもで、多少とも重い精神障害のある子どもたちと特別な施設で就学している子どもたちのために働いてきました。青少年司法保護機関のチームとも、さらに社会復帰に課題をもつ精神疾患をもつ成人のためにも仕事をしてきました。そして 12 年前からパリ 12 区にある特別里親委託センター《ルレアレジア》の責任ある医師として『L'Enfant Violenté.』の著者、Michelle Rouyer 医師の後を引き継ぐ光栄に与りました。

このセンターは、民間法人 le Centre Français de Protection de l'Enfance によって管理されておられるデルペルー夫人は、その里親委託センターの所長です。それ以前には、ソーシャル・アシスタントとして社会事業・家族省の様々な機関で管理職として働いて来られ、2008 年からルレアレジアの所長になりました。

ルレアレジアは、40 年前から母子関係の早期障

害または身体的、心理的虐待によって精神的感情を欠く、多少とも重い精神障害を表す子どもを多くに受入れてきました。

1950 年代に、冒頭の言葉を遺されたミリアム・ダヴィッドは、子どもとその家族分離を安全に行うために基本的ルールを定め、世に認められるような働きをして来られました。彼女は“*Le Placement Familial. De la Pratique à la Théorie*” (家庭委託、実践から理論へ) という著書でフランスではよく知られています。

当時、家庭外託置は、保健又は社会的問題を解決する手段と考えられ、80 万人もの子どもが県の児童社会援助機関へその身柄が委ねられました。しかし、それが子どもの問題を解決する普遍的手段として認識されるには John Bowlby、Mary Ainsworth、Jenny Aubry および Myriam David の働きを必要としました。

ルレアレジアの創設者は、この学派に非常に近い考え方をしています。それは、子どもを保護するために家族から子どもを引き離すだけでは、その子どものケアとはならず、母子関係の早期機能不全による障害をもつ子どもたちが、分離に耐えるためにも、十分ではないと考えることです。

これらの子どもの障害を治療するには、個々の子どもの引き取りに際して、行政的、司法的あるいは心理的および物質的多次元の支援を関連づけなければなりません。それによって多くの様々な多職種専門家が、委託された子どもの生活に役立つ情報を提供することができるからです。そして、ケアする者も、想像上の観念や予測で道を踏み誤ることなく、できうるかぎりポジティブな道を見出すためでもあります。このように私たちは、一貫した引き取りを子どもと共に遂行していくために、偏らない情報を得ることに心がけなければなりません。この部分の仕事はまるでパズルを解くようなことといえます。

このシンポジウムのテーマは、家族および家族

と共にいる子どもたちの社会に重要なポイントを置いています。

ところで、子どもに関する講演は一意的なものではありません。私たちは、子どもがどんなに様々なことを想起させる強い力をもっているのかを知っています。例えば、子どもを罪のない者 innocent と考えることは、理想化されたノスタルジックな考え方を反映するものです。この想起は、愛することしか考えない危険があります。なぜなら、そのことは子どものもつ破壊的面を忘れるからです。子どもは攻撃性を表すことがあり、それを忘れるなら、危険に陥ることがあります。

私は、児童精神科医の Golse 教授のつぎの一文を思い出します。

《実際に、深刻な苦悩と心理社会的な大きな困難を抱える子どもたちをケアすることが、ケアするチームの中に集団的な幻想的ファンタズムを創り出す強い可能性があることです。それが危険なことは明らかです。なぜなら、そのファンタズムがその子どもたちに、嫌悪や攻撃性は存在しないと思込ませる現実的な恐れがあるからです。その結果、子どもたちはさらにより暴力的な方法で、予想もしなかった、あるいは予想することもできない形で、恐らく、嫌悪や攻撃性を表わすという危険性を高めることもあるからです。》

こんな事例があります。

ある里親家族に、私たちは大変難しい子どもを紹介しました。その子は、その家庭において階段からわざと飛び下りたり、廊下の壁に便をこすりつけるようなことをしました。それでも、その子どもの二人目の里親は、《子どもたちは天使です》と言ったのです。それを聞いて私は、この里親はこれからどうなるのだろうと思い、背筋が寒くなりました。しかし、この二人目の里親の信念は、結局のところ効果がありました。

そのように子どもを決めつけてはもちろんいけないことですが、里親の信念を越えたところで、

この子は、生後4ヶ月のときに重い火傷を負うという虐待を受けていました。そのため、最初の里親委託では、非常に反抗的でした。とはいえ、取り返しのつかないことにはならなかったのです。

この子は、乳児院を経て4歳で里親に委託されたのですが、乳児院では、非常に強い関心を注がれて、母子共に院長のもとで手厚く庇護されていました。しかし、里親委託という変化で、恐らくその安全を脅かされていたのでしょう。また、母親のほうも、里親委託を余儀なくされて、委託に疑いを抱き、騒ぎ立て、乱暴に振る舞うという混乱がありました。そのようなことで、4歳の子どもが安全な環境を確保し、里親家庭に落ち着くには、時間が必要だったのです。

翼を傷つけた天使としてその子どもを引き受けようとする里親への委託では、その家族の住む家に、とくに階段がないことが大きな利点だと私たちは考えました。

その子どもの混乱は、入院と最初の里親家庭のやむを得ない交替の後、子どもの親達と私たちセンター職員が協力し合う必要が生まれました。そのおかげで、親たちは、私たちが子どもの利益にかなう仕事をしていたことを確認することができました。それによって母親は、里親家族と子どもの関係がそれほど深くないことも理解し、子どもも、母親への《裏切り》がそれほど深刻なことにはならず済みました。

私達は、それを《忠誠心葛藤》と呼んでいます。それは委託された子どもの誰もが抱くもので、皆さんもよくご存じだと思います。この逆説的な二重の忠誠心に子どもがとられるということは避けられないことなのです。

ミリアム・ダヴィッドは、このことをつぎのように明快に述べています。

《それは家庭委託に特有のもので、委託された子どもは、その二つの家族に共有され、かつ引き離されるために、どちらか一方又は他方に帰属しなければならぬと思うことで、衝動的に葛藤する

ことである。》

子どもたちは、自然の家族（生物学的家族）への忠誠と、子どもの精神的生存の必要又は必要性との間で葛藤します。それは、少なくとも一時期、自然の家族が子どもに与えられなかった愛情の停泊地を子どもが見出したがために起る葛藤です。つまり、子どもの里親家族への愛情の停泊が葛藤を起こす原動力になるのです。それは考慮すべき重要な点です。

そのほかに性行動のある出会いによって起るトラウマや、死との出会、実在的孤独に関しても同様にトラウマの起こることを考慮しなければなりません。ですから、委託されている子どもには、より多くの精神的ケアが必要なのです。

このようなことは、委託の過程で検討しなければならない課題です。従って、サービス機関の介入はそのようなところで行なわれます。

里親機関のエducatorは、それらの介入を全面的に支援する立場にあります。エducatorは、精神科医、心理士および所長という機関の多職種専門家から支援を得て、子どもの治療をたすけ、実りのある成果を得るために仕事します。逆説的に言えば、里親家族だけでは子どもを支援はできないということです。

その過程で誤った指示と指導によって、委託された子どもが最悪の生活軌道をたどるという多くの事例もあります。それでも里親委託が、児童ホームで集団的なケアを受けた子どもたちよりも、より多くの子どもに幸せな生活を保証しています。ですから人間関係を結ぶ複雑さを過小評価すべきではありません。また、自分の力を卑下してはならないと思います。

家族は、赤ちゃんと子どもの成長に不可欠な基本的単位です。けれども、子どもが自分の家族に留まれないときには、常に、別離の悲しみがありますが、その分離を避けられないことがときには起ります。そのような場に私たちは立会います。

私は、ミリアム・ダヴィッドのある論文の中で、1950年代以降に彼女がみてきたケースから言えば、2000年代には、里親委託はかなり進歩していると述べているのを読みました。その論文では、極端に危なっかしい委託は見られなくなったが、委託に失敗したケースの多くは、チームが十分に組織されていないことで失敗し、子どもの側にいるべきソーシャルワーカーが全く置かれいないことは遺憾であると述べています。つまり、子どもが困難な状態にあるとき、あるいは里親家族と実親の間の行き来に難しさのあるとき、その子どもが寄り添われないことを問題としています。

◇ ルレアレジアの基本的原則

私たちのサービスの特殊性は、ケアと寄添いの間で、つぎの4点を基本としています。

- 1) 子どもを決して里親家庭の中で孤立させない
- 2) 委託によって起こる心理的変化を考慮する
- 3) 里親家族をチームのメンバーとすること
- 4) 子どもの親たちは避けて通れない存在として考慮すること

1. 子どもを里親家族の中で孤立させない

エducatorが、ある子どものレフェラン *référent*（担当者）となる時、チームの全員はすべての子どもをよく知っていること。そして、子どもの方も、技術者チームの全員をよく知っていることが重要です。

子どもたちは、親たちと一緒に定期的にコンサルテーションを受けたり、日常の出来事を調整するソーシャルワーカーに会うことによって、技術者チームのメンバーが誰なのかを知ることができます。

そして、里親委託に責任を負う幹部職員と第三者がこの原則を守ることが鍵となります。それは、委託に責任ある者が子どもに関係ある全ての者と

の関係をつなぐ立場に立つということです。私たちは、それを《ネットを編む *maillage*》と言っています。なぜなら、子どもをケアするには、社会生活に必要な様々な場所、例えば、学校、コンサルテーション、友だち、家族等々とネットを編むことがセーフティネットになるからです。

そして、毎週、開かれる会合では、子どもとその親たちについて観察したことや感じたこと、あるいは委託中の彼らの変化を心理士、医師又は所長に伝えることによって、子どもと関わるすべての者が共通の情報を共有することを可能にします。

ただし、そこから進展する多くのことは、原則に刺繍飾りをほどこすだけでは済みません。里親委託の諸原則は、それほど適用が単純ではないからです。ミリアム・ダヴィッドがその著書のタイトルを「実践から理論へ」としているのはそのためです。

私たちのセンターには、女性が多く働いていますが、事務所には8人の職員（内、特別エデュケーター3人、心理士2人、秘書1人、それに所長および医師である私）がいます。そして23人の里親とその家族がいます。その体制で35人の子どもを受入れています。そして、多くの子どもは、幼い頃に受理され、裁判所の決定で乳児院に託置された後、ここに来る子どもです。

フランスでは、乳児院は、他の多くの国のように、子どもを3歳までケアすることが可能です。パリでは、私たちは質の高い乳児院を利用するチャンスに恵まれています。そのことは、子どもを里親家庭に迎える準備として非常に重要です。今ここで詳しく述べる時間はありませんが、乳児院は、短期滞在、準備期間、受理期間として子どもにも親にも非常に重要です。

フランスでは、児童裁判所の判事たちが、子どもの家族分離を決定しますので、分離は私たちの仕事ではありません。けれども、私たちは、親たちの話すことや、親たちが子どもに役立つことと

して示すことを考慮し、養育計画に取入れることができます。ということは、親たちの協力と、少なくとも私たちと一緒に仕事をしようとする親の意思は、彼らが司法的決定に同意していないとしても、私たちが子どもを受理するときの重要な要素だからです。それは、悲惨な状態にある子どもをすべて緊急に保護しなければならない立場にある県の児童社会サービスのやり方と違う点です。

ルレアレジアに子どもが委託される期間は平均4年ですが、それは現実を反映していません。家庭復帰が可能なきには、その可能性を優先して絶えずその目的を持って働きますので、その場合には、受理后、2年ないし3年で親許に戻れるようになります。しかし、多くの子どもは里親家庭で成人するまでケアされています。ということは、私たちが、長期間子どもに寄添うということです。

◎関係の継続に関する原則の修正

私たちは、しばしば、必要に迫られて原則を変えてきました。たとえば、関係の継続に関する原則は、同じ里親家族の中で子どもを維持することとよく混同されますが、ときには、機関のエデュケーターの働きで、委託を決定する前に待機期間を置くという形でその原則を修正してきました。それは、子どもがある家族との関係に入るために準備期間を置くということで、準備ができるのを待って正式に委託を決定するということです。そうすることで、その家族と子どもの関係の継続性が保証されるためです。

もちろん、非常に若い子どもには、まず、委託の安全と安定を確保することが必要です。しかし、待機期間を設けることによって、私たちはジョン・ボールビの理論に全面的にこだわらなくなりました。ボールビの愛着の理論は、言うまでもなく、里親の仕事に大変役立ちますが、ときには、里親家族が子どもと交流できないことや実際に家族になれないことがありまして、同じ

ことが子どもにもあるからなのです。

◇ある幼女の事例

私たちは、ある小さい女の子からこのことで、多くのことを学びました。私たちは、その子どもを非常に気にかけていましたが、絶対にわかることがなにかある筈だと推測していました。そんなときには、よくあるように理論があまり役立ちません。そこで役に立たないことを試行錯誤しているときに、臨床経験が私たちを導いてくれることがあります。

その幼い女の子は、生まれたときから里親に委託され、もう少しで3歳になろうとしていました。彼女はすでに県の里親家族に委託されたことがありましたが、全くうまくいかないため乳児院に戻されなければなりませんでした。

その子どもは、自己形成が困難なために、最初にきた人の腕に謎めいたほほえみを浮かべて飛び込んだり、壁に身体をぶつつけたり、人と目を合わせようとしないなど、理解しにくい子どもでした。ただ、彼女は話をとても話したりしました。彼女は反応性愛着障害の多くの症候も示していました。

彼女の母親は、病院に入院したとき、妊娠していることを知りませんでした。通常、妊娠を否認することは、委託を正当化しないのですが、その母親は重い精神疾患にかかりながら、そのことも否認していました。

この女の子の表す障害は、里親家族の支援を難しくしました。女の子は、ほんのちょっとしたことでわめき立て、分離対象であった母との関係もつくれず、他者を知ること、他者と関係をつくることもできずに、すべてにおいて混沌としていました。物も人間も…。

彼女のおかしな接触は里親家族を苦しめました。また、彼女の叫びと睡眠障害は家族を疲弊させて、里親委託をすでに二度失敗していました。そのことから、私たちは、委託に耐えられるよう

にと、3組の里親家族をチームとしなければなりませんでした。その子は生まれてからずっと、母親に抱かれたことがないため、人との関係を結べないのではないか、あるいは生への欲求があっても、人との関係をつくれぬのではないか、という仮説を立てて、その子に耐えられるような関係を提供しようと計画しました。

このケースでは、彼女の担当となったエドゥケーターがその中心的な役割を担いました。まず、子どもが懐くエドゥケーターになってもらうということです。そのため、エドゥケーターとその子は車の中で何時間でも気の済むまで一緒に過ごしました。二人っきりで過ごすために、子どもは車に関心をもっています。車は二人のおしゃべりを穏やかに包み込んでくれます。

それから、私たちは、一年近く、この子のためにつぎのような計画を立てました。2日間を一人のおばちゃんの家で過ごし、つぎの2日をほかのおばちゃんと過ごし、時々、三軒目おばちゃんの家で何回か週末を過ごすというものです。その計画は、子ども自身が最終的に自分の行きたい家庭を選ぶまで続けられました。そして、その子は、現在もなおその家族のもとで生活しています。

彼女は、いま9歳になり、学校に通い、読み書きに苦勞するようになりました。クラスの友だちからは、恐らく少し変わった子と思われていると思いますが、仲間外れにはなっていません。彼女は人懐っこく、自立性のある少女となり、愛されることを知っています。

この事例は、治療施設から離れて、私たちがどんなことを試みたのか、どのように考えたのかを示しています。このように、私たちは、子どもの委託計画を立てるために、単純に子どもの話に耳を傾けるようになりました。

こんな事例は、そうあるわけではありませんが、私たちは、子どもたちが話すことや示すことに心を開いています。そしてその子ができることと、できないことを観察することを重視しています。

私たちが引き受ける子どもたちは、欲動が拘束されて、感情が溢れている子どもです。それは誕生のときの欲動的混乱とよく似ています。そういう子どもの欲動は、他者が受け止めなければなりません、多くの場合、母親によって受け止められています。

里親家族に委託される子どもは、そういう欲動を受入れる他者がいないという暴力にしばしば対峙しなければなりません。それは、言葉と要求が生まれる時期に、乳幼児を受入れる最も重要な他者がいないということです。

子どもが生まれるとき、母から話しかけられることがなく、母がその実生活の外にいるとき、その子どもは共同生活に入るため、どうやってなにかをしようとするのでしょうか、考える主体となれるのでしょうか。そのために、私たちは何を与えればよいのでしょうか。ドナルド・ウィニコットが潜在的空間と呼んだもの、アクセスの難しい内面的空間と定義したものを子どもと共にどうやって築けるのでしょうか？

経験からあえて言えば、私たちはそれがなんであるのかを知りません。ただ、私たちにできることは、一貫して子どもを元気づけられるような支援、あるいは子どもたちにじっくりくると期待される支援を提供することではないでしょうか。

そこで、私たちは、これらの子どもにもう一つの家族との出会いを提案します。その出会いがうまくいくかどうか事前にわかるわけではないのですが…。その代わりに、子どもにもその親にもまた協力者としての里親家族にも多職種専門家のいる機関がそれに寄り添うことを私たちは提案します。

2. 強制または合意による委託で受ける心理的变化を考慮する重要性

里親に委託された子どもたちは、しばしば騒々しく、沢山の様々な臨床的症候を表します。それは子どもに生じる精神力動的な動きの表れと理解

すべきものです。また、これらの子どもたちが二重のトラウマを経験していることを忘れてはなりません。その一つは、子どもに対して親たちが行なった暴力によるトラウマ、もう一つは親から分離されたことで起るトラウマです。特に分離が緊急かつ暴力的に行なわれるとき、トラウマになることが時々あります。

しかし、実際には、里親委託機関に精神的治療をすることが全く保証されておりません。それがあまりに自明なことなので、私自身も治療について話すことを忘れるほどです。

私たちは、里親委託機関が子どもに関する決定に影響力を持つ判事と直結していると同時に、心理的治療が求める守秘義務に縛られています、それは非常に危険なことだと私は考えます。現在、フランスでは、あらゆる機関が財政的な圧力や社会的圧力にさらされているだけに、そのリスクが益々大きくなっています。

里親に委託されている子どもたちは、必要があれば、公立の医療心理センター (Centre-Médico-Psychologique) で治療を受けるために通院するか、あるいは民間の治療施設へ通います。そのため、委託機関における私たちの仕事は、治療ではなく、日常生活の中で子どもに寄り添うという形で行なっています。

例えば、里親家族が誤ったケアを繰り返さないように、あるいは子どもによる危険な誘惑に里親家族が陥らないように見守る責任を私たちは負っています。

そのほか、私たちは、心理士によるコンサルテーションを専門治療前の準備として子どもに提案することができます。

◆注意したいこと：

私たちは医療心理センターの職員に以下のことを繰り返し説明しなければならないことに驚かされます。

一つは、里親は実親ではなく、サービスの事業

者ではないということです。

もう一つは、里親家族は子どもの日常生活を調整し、サービスを保証する立場から子どもに継続性と安全性を確保するための基礎となる家族だということです。

里親家族は必ずしもよい評判があるわけではありませんが、そのイメージが変わってきました...

フランスでは、里親は、ヴィクトル・ユーゴーの『レ・ミゼラブル』に出てくるテナルディという人物に関係する共通のマイナスのイメージがありますが、里親の職業化と 2005 年から制度化された里親の国家資格は、そのイメージを変えるのに役立つと考えます。

3. 母子保護機関の審査を経て許可証を取得した里親は、エドゥケーター、心理士、精神科医と共に機関のチームメンバーとなる

○育成チーム

里親は、特別エドゥケーターと共に一人の子どもに二人一組となって寄り添います。そうすることは、子どもに対する強力な育成体制を確保するためです。このエドゥケーターは、里親に対して補助的な立場で仕事をしますが、その後、どのようにその仕事を里親につなぐのかということは、先の事例で述べた通りです。

里親とエドゥケーターは、その活動を始める前に、ケースにもよりますが、チームの他のメンバーに相談することによって、援助を受けるという形で支援されます。

○里親家族

里親家族は、第一に家族です。

里親の仕事は職業化されておりますが、その仕事は特別な仕事です。その本質は、豊かな愛情と情熱を通して子どもと親密な関係になることが中心となる仕事です。

私たちは、里親の雇用に際し、里親になる動機

を調査しますが、その後、それがどう変化するのかを調査は教えてはくれません。

里親家族は、子どもを里親家族の一員にしなくてはなりません、子どもはやがてその家族の中で大きな存在になっていくものです。

里親家族の他のメンバーも、委託に関係ある存在です。従って、里親を採用するとき、あるいは子どもに家庭を選ぶときには、その家族を慎重に考慮します。

里親が、家族内で起こる混乱に直面するときに、家族だけに問題を任せることは、子どもの情動的な動きで危険な反応をすると、家族の情動的な動きが誘導され、巻き込まれる危険性があります。

愛情の欠如で苦しんでいる子どもたちは、問題行動を起こして委託の失敗を誘うこともよくあるのを私たちは知っています。そういう場面では、特別エドゥケーターが介入します。

○特別エドゥケーターの仕事

私たちは、林教授と菊池夫人のパリ訪問の際に、日本には、特別エドゥケーター（専門エドゥケーターとも言う）に相当する専門職が日本にはないと聞きました。それで、特別エドゥケーターの職務について少しお話します。

エドゥケーターは、子どもを支援するワーカーですが、特別エドゥケーターは、関係性の問題に対応するソーシャルワーカーで、関係を観察し、問題があれば、そこに介入する役割があります。また、社会的保護に関する法律を熟知していますので、行政あるいは司法命令に従って親子の訪問スケジュールを立てることや、親たちの週末の面会を安全に行う責任があります。

このように、子どもとその親の権利を尊重することは非常に重要ですが、その他に、このエドゥケーターは、里親家庭を月3度訪問して、そこで観察する里親家庭の困難をチームに伝えることもその仕事です。困難にある子どもや里親のために、機関内で行なうコンサルテーションが特別エドゥ

ケーターの勧めによることがよくあるのはそのためです。

○所長と医師の責任

里親委託では、緊張、逸脱、飽和状態が子どもの周りで演じられますが、それらは症候として常に読みとることができます。しかし、子どものケアは、司法的または行政的枠組の中で対応に時間がかかりすぎるため、柔軟に問題に対応するには、裁量の自由と多少のリスクを取ることが必要です。そのため、子どものケアに、医師と所長が責任を負うことが重要です。例えば、母親が子どものために親として十分な接触ができるかどうかを確認し、母子の訪問面会を計画しますが、その調整をする責任は医師と所長にあります。そういうとき、地元で活動する人々も、子どもと親たちを支援できるように配慮しなければなりません。その仕事は医師と所長が共同で管理することで保証します。

○心理士の仕事

心理士は、子どもの親を、子どもと一緒に又は子どもなしで迎えて面接をし、育成チームと組んで親たちと関わります。

4. 私たちセンターでは、親たちに対する仕事は心理士と精神科医の行う仕事の主要な部分を占めている

家族の権利の範囲 dimension を考慮することや些細なことでも、親たちに合意を求めることは、子どもを受理した時から私たちに課せられた目標です。子どもが《親たちに面会する》ことに私たちはときどき、子ども自身のような気持ちで、身体を張って親に対応することがあります。

私たちから逃げるのも、虚勢を張るのも、私たちのせいにするのも、なんでもかんでも要求するのも全くしないのも、それは親たちの方がしています。このように、親たちは子どもを委託したことで苦しんでいるのです。

私たちは、ある人からおかしいと言われ、他の人からオリジナルだと言われる実践をフランスでしています。例えば、ケースを受理するとき、私たちは、子どもとその親が同席するところで里親を紹介します。それで機関で里親を紹介した後は、大きな強い感情の昂ぶりがよく見られます。その2~3日後、エドゥケーターは実親と子どもを連れて、子どもの生活の場となる里親の家を見るために行きます。この訪問は意図的に短時間で終わらせています。

40年来、私たちは、そのようにしてきましたが、問題が起きたことは全くありません。この訪問は親たちを安心させ、よくある拉致の空想を断ち切ってくれると私たちは考えています。

親たちは、里親家族の生活を尊重し、子どもに会いたくなかったときには、大抵、電話で我慢してもらいます。唐突な親の訪問を口利きできるかどうかは、自分の家庭ならその訪問を受入れられるかどうかということと同じです。親たちへの仕事は、上級機関の許可を得て私たちは行っています。

このようなやり方を推奨できるかどうか、わかりませんが、それがうまくいっているのは、ケースを受理した時から実親との連携を私たちの目的にしているからです。

◎生後15ヶ月で迎えた幼女の事例

もう一つ事例をお話しします。

その子は、胎児性アルコール症候群の恐れのある症状をいくつか示していました。15ヶ月のときセンターでは受理しましたが、発達に遅れがあり、どんな変化にも恐れて激しく反応する状態がみられました。私たちは、その恐れるという行動が、愛着をつくるよい兆候ではないかと考えました。彼女は、親たちと生活したことが全くなく、質の高いケアをする乳児院から委託されました。

彼女には6歳の姉がいて、その子も出産後すぐに子どもホームに入所していました。親たちはカップルで生活し、父親は、《正直者》を自称してい

ましたが、努力しても奥さんと子どもたちの世話ができませんでした。母親は、ときには薬物やアルコールを乱用して薬物依存の状態でした。その常用が徐々に進行して、数年で急速に彼女を崩壊させました。そのため、女の子は出産後すぐに委託されたので親子関係はつくられず、母子が互いに認め合うこともなく、乳児院から委託されたということです。

母方の祖母が近くに住んでいるため、こちらとの接触は、祖母が父親に付き添う形で来所するようになりました。そして、家族それぞれの立場は混乱し、姉は6歳なのに母として話し、父親は義理の母を《権威あるひと》として返答し、母親は《失われた者》と呼ばれる若い女性でした。

母親は、家族にとって《失われた》存在でしたので、治療のために地方に行かせて《血を全部抜き取ってもらおう》と考えられていました。社会福祉機関もその家族にはお手あげで、《何をしても無駄》と言っていました。こうして母親は完全に《わきに置かれ》《彼女のことは考えない、正常でないし、彼女から引き出せるものはない》と言われていました。それでも、児童社会援助機関の下にある乳児院の責任者は、この家族にできることがなにかあるだろうと考えて、子どもの委託を私たちに提案したのでした。すでに里親委託を経験したその赤ちゃんの委託計画は、その乳児院の院長のおかげで実現し、《近隣の》里親家族への委託によって、家庭復帰を目的としていました。

私たちの最初に面会は、義理の母に付き添われた父との面接でしたので、母との面会を求めなければなりません。最初の頃のすべての面会と、委託受理を正式に決定する日には、委託契約に署名する目的で母が同席しました。彼女は、言ってみれば、《出て行ってもらいたい》と言いたいように泥酔していましたが、どうすることもできません... それでも、彼女は幼い娘の受理手続に最後まで留まりました。父の不安そうな視線や祖母の疑わしそうで、かつ恥じ入った視線のもとで、

《私たちができることを見ている下さい》と、私たちは言うほかありませんでした。

委託の出だしも容易ではなく、子どもの引取りは、立合付きの訪問面会と家族のコンサルテーションを取入れた形で企画しました。当初、母親は来所しないか、来てもアルコールで泥酔していましたが、禁止事項を定めなければなりません。しかし、私たちは、裁くことを避けましたが、禁止事項を定めなければなりません。

家族のコンサルテーションでは、役割の混乱がありました。母親が極端に落ち込んでいることがわかりましたので、家族別々に面接することを私たちは提案しました。母だけが医師一人によるコンサルテーションを受けて、幼い娘について静かに話し合うことに同意を得ました。

すると、徐々に、少しずつですが、私たちは彼女の信頼を得るようになりました。夫が不在のときは、彼女の母が付き添って来ましたが、その後は独りでも来られるようになり、彼女が話し相手になりました。そうして次第に、彼女は誰かを受入れられる母親になれるのではないかと思うようになり、子どもの世話をするようになりました。

彼女の幼い娘は、里親家庭で見違えるほど発達し、開花しました。そして、母が訪問している間、その子は、母を《ママン》と呼び、母の立場を彼女に与えるので、母親もその子を大切にしました。こうしてその母親は母であることを知り、さらに妻あるいは市民であることも理解できるようになり、数年後にととう行政手続を行えるまでに回復しました。こうして子どもを外泊させる親の権利が、子ども判事から彼女は与えられました。最初の外泊には、エデュケーターが親子に寄り添って行きました。少女は母と過ごすことを毎回とても喜んだのですが、母の方は、なにか間違いをするのではないかと心配し、安全を保障するためにさらに時間を必要としました。

ある日、この母が彼女の家で自ら用意した食事をチーム全員にご馳走してくれました。それは、受け身でへりくだっていた彼女が、なにかを手に

入れたときでした。

その子は4歳になったいま大変元気で、この夏、家族の許に帰りました。彼女とその母は、その後も里親と良好な関係を維持し、電話で里親に近況を伝えています。

私たちの機関には、家庭へ帰る子どもは多くありません。2013年度に親許に戻った子どもはわずか4人です。けれども、帰ることができても、できなくても、すべての子どもがその家族の歴史の中で自分の立場を何らかの形で知らなければならないことを私たちは経験から知っています。それを知らないことが生活の妨げにならないようにするためです。このような私たちの仕事は、多職種チームの協力のもとで行われています。

結論

私はこの報告を一つの確言で締め括ります。それは、「小さいことはすてきなことだ」という言葉です。臨床的工作をするには、施設が人間的規模であることがより効果的で、より興味をそそられる仕事になります。これは自明のことですが、フランスでは、否、世界的傾向として、様々な法人が企業のように医療・社会施設を管理しようとしています。これらの法人は、管理を容易にするために、組織をグループ化しようとしています。

私は、この種の使命をもって仕事をするためには、固く結ばれたチームとチームの一部になる指導部がいなければ、難しいと考えます。そして、医療社会タイプの諸施設を総合的に評価するには、その指導部の務めと仕事を考察しなければなりません。言ってみれば、臨床施設により近いものにならなければならないということです。それが、私たちに委ねられた子どもの生活で取られる多くの重要な決定に一貫性をもたせるための唯一可能な方法であろうと思います。

沢山の小さな施設が、大きな施設よりもずっと大きな効果をあげています。できるだけ人々の側近くにおいて、人々と共に仕事をしようとする大志

を抱くなら、それが不可欠な条件ではないでしょう。それは、臨床が導く関係の中で、それぞれの職員がそれぞれの立場から子どものケアに関与することによって、実現できることではないかと思っています。

私たちは、里親家族と実親家族を支援する緊密な関係で結ばれたチームで組織された小さな機関ですが、その組織が子どもたちに最高のチャンスをつくり出す条件を提供していると、私たちは確信しています。

資料2 インタビュー報告

Marie-Christen Delpyrou 所長 と 精神科医
Frédérique de One 医師に聴く

《ルレアレジアの里親のリクルートとフランスの里親の国家資格について》

聴く人： 林 浩康， 菊池 緑， 開原久代
通訳： 高野勢子（吉香通訳株式会社）

フランスでは、親子関係不全により家族による養育が危険な状態にある子どもの里親委託が、里親委託児童の大多数を占めている。インタビューでは、とくに、メンタルヘル스에障害のある養育の難しい子どもの里親委託を専門とする民間の特別里親委託センター・ルレアレジアのデルペルー所長と精神科医デュオナ医師から、この機関が行っているアシスタント・ファミリアル（以下では里親又はAFとする）のリクルート及び採用後の研修についてうかがい、後半に、2005年に創設されたAFの国家資格を証明する国の免状 *diplôme d'Etat* の目的と現状および効果等について話していただいた。

1. AFの許可証・採用・研修

◇AFの許可証(*agrément*) について

質問1： フランスでは、里親になるには、予め各県の母子保護機関 (PMI) (注記) に申請して、志願者の適性と能力、あるいはその家庭環境を調査

し、社会的養護を必要とする子どもの委託を認める許可証(アグレマン)が交付されておりますが、AFを採用するとき、その許可証をどのように参考にしているのですか？

デルペルー： 私たちはパリの県議会から承認を受けた団体ですので、PMIの調査を受けて県からAFのアグレマンを取得できない人はリクルートの対象にしません。このアグレマンは、国の法律にもとづいて与えられるものですが、県のPMIの審査の結果、適当と評価されるとき、与えられるものです。そのためにソーシャルワーカーと医師が評価しています。

評価の方法は、一つは、志願者にPMIの事務所に来て頂いて面接をします。もう一つはとても重要なことですが、志願者の家庭を訪問します。その審査基準が2005年の法律で改正され、国家基準として定められました。それ以前は、各県の審査基準によって審査されて来ました。

国家基準の中心となることは、第一がその家庭に子ども受け入れられる場所があるかどうかを見ます。もう一つは、家族がどうなっているのか、実際に子どもがその家族の中に受け入れられるかどうかを確認します。

2005年のアグレマンに関する法律は、AFのステータスにとって歴史的に重要なことが決められました。それは、従来、調査された受入条件や家族の状態および意欲に加えて、子どもを育成する能力があるかどうかを評価の内容に加えたことです。行政的な書類と申請書の提出はもちろん求められています。医師の診断書と過去に刑務所に入ったかどうか分かる犯罪歴や家族の道德面を証明する書類も出さなければなりません。そのような内容でPMIというオフィシャルな機関が志願者とその家庭を評価し、アグレマンを交付するかどうかを決めています。

また、アグレマンを取得したAFの家族に何か大きな変化がある場合は、PMIに届け出なければなりません。家族構成の変化、引っ越しで他県へ

移ったときなどです。引っ越した県でもアグレマンの承認を受け、評価される必要があるからです。

AFやその家族によって、もし委託された子どもに対する虐待があれば、アグレマンを取上げる権限をPMIはもっています。滅多にあることではないのですが、交付後もアグレマンを決定した責任を事後においてもとるということです。



2005年のアグレマンに関する法律は、AFのステータスにとって歴史的に重要なことが決められました。それは、従来、調査された受入条件や家族の状態および意欲に加えて、子どもを育成する能力があるかどうかを評価の内容に加えたことです。行政的な書類と申請書の提出はもちろん求められています。医師の診断書と過去に刑務所に入ったかどうか分かる犯罪歴や家族の道德面を証明する書類も出さなければなりません。そのような内容でPMIというオフィシャルな機関が志願者とその家庭を評価し、アグレマンを交付するかどうかを決めています。

また、アグレマンを取得したAFの家族に何か大きな変化がある場合は、PMIに届け出なければなりません。家族構成の変化、引っ越しで他県へ移ったときなどです。引っ越した県でもアグレマンの承認を受け、評価される必要があるからです。

AFやその家族によって、もし委託された子どもに対する虐待があれば、アグレマンを取上げる権限をPMIはもっています。滅多にあることではないのですが、交付後もアグレマンを決定した責任を事後においてもとるということです。

質問2：AFのアグレマンの審査には、県の機

関が関わって行政的にするということですね。その前に、AFになろうとする人が研修を受けるということはないのですか？

デルペルー：フランスでは、AFの研修は委託機関に採用されてから行なわれますので、アグレマンを取る前に研修を受けることも、また、なにかの資格を必要とするということはありません。ただし、AFになりたい人やその家族は、里親制度やAFの仕事について知るためにオリエンテーションの集会に招かれます。それは県によって企画されています。ですから、AFの仕事を一応理解した上でアグレマンの申請することになっています。

アグレマンを取得するときの審査の方法は、複数面接です。複数面接では心理・社会的面を見ます。PMIという県の組織には医師もいますので、その面接もあります。ただその評価に点数をつけるということはありません。

◇委託機関によるリクルートと状況の変化

デルペルー：5年前から私自身もリクルートに携わっていますが、里親委託機関がAFをリクルートするときには、組織の大きさや組織の種類によって採用の方法は違います。その前に言いたいの、パリとパリ周辺では、AFを見つけることが非常に困難になってきています。他の大都市も同じ傾向がありますが、パリは特に困難です。ここ数年で見えてきたことは人口の高齢化によって、その点からも難しくなっています。そういう難しさを踏まえて、リクルートの方法を検討し、志願者を集めなければなりません。パリと地方では、恐らく志願者のタイプもかなり違います。地方、とくに田舎では、都市とは別の里親のプロファイルがあって、リクルートは田舎の方が都市よりも簡単だと思います。

それから里親のステータス（社会的身分）が法律によって少し見直されたのですが、にも拘わらず、県単位で里親に支払う給与が随分と違いま

す。県議会が予算を立てて支払う場合と福祉関係のサービス機関が支払う場合とでも大分違います。

こういう状況において5年前に、私はルレアレジアの所長になり、リクルートの必要からその方法の選択を迫られました。私は、志願者にオープンな方法を取ることを選びました。それは、自発的に志願してAFになりたいと、手紙なり、申請書を直接送って来る人と、とくに関心をもてる人全員に会うというやり方を取ります。以前は、ハローワークのようなところや公式のリクルート組織から斡旋してもらいましたが、そうしますと、候補者がパリより遠くに住むAFが多く、私たちの活動内容から見ると適当ではありません。私たちのセンターの近くにAFが住んでいることがとても重要です。そのため、オープンなリクルートへ方針を変えました。

◇採用のステップ

リクルートの最初のステップは、提出された書類を見て、全体的にこちらが興味を持ってそうな人と面会します。まず、その人のこと、実子や家族がどういう人たちなのかを知り、志願者も私たちの組織がどうなっているのか、AFが実際にどんな仕事をこの機関でしているのかを知りたいと思っていますので、お互いに紹介し合い、こちらの組織も知ってもらいます。私たちも志願者の人物を知ることやその動機や意欲を知るためにやり取りします。その際、もちろんアグレマンを取得していることを確認します。

最初の面会で、本人もこちらの話聞いて、「私にはちょっと難しい」とか、私達も「この人はちょっと合わないかもしれない」という感触が得られますので、次の面接に来てもらうかどうかをお互いに決めます。その人のプロフィールがちょうどリクルートしたい人に合っていて、短期とか長期の仕事をしてもらえることが分かれば、つぎに、精神科医に会っていただきます。

その場合、ドクターが1人で会う場合もありま

すが、心理士とか特別エデュケーター(注2)、育成担当者と会って、みんながどう思うのかを確認します。つぎに、その人の自宅を見せていただきます。もしその人がすでに他の委託機関と仕事をしているという場合は、そういうケースが増えていますが、私は、はっきりとその機関に連絡をさせていただくことを本人に伝えます。

◇複数の機関に所属するAFのこと

複数の委託機関に所属するAFが私たちの機関のAFになるには条件がありまして、中心となる機関がよいと言えれば可能です。その場合は、書面で合意するという事です。私たちも、法律にある程度確実なものを手に入れておくことが必要からです。というのは、最近では、里親が2カ所とか3カ所の委託機関から子どもを預かっていることもあって、そうすると、一つの家庭に何人もの子どもがいて、かつ、いろいろなサービス、いろいろな課が担当する子どもの委託が実際にあるからです。そのような場合には、私はかなり注意を払います。子どもの利害のためにということですね。実際、その場合、どういうことが起こるのかを注意しています。

例えば、今直面しているケースとして、あるAFが私どものところへ来て、実は10年前から別の機関から子どもの委託を受けているけれども、その機関とはもうやりたくないのこちへ替わりたいと言ってきています。このようなケースは非常に注意が必要です。その場合、10年前から預かっているその子どもがどうなるのかを警戒しなければいけないからです。

◇里親は何人まで子どもを預かれるのか？

質問3： フランスでは、里親は原則として3人まで預かれることになっていますが、その原則は守られているのでしょうか？

デルペルー： 法律上は3人までですが、現実にはいろいろなケースがあります。ルレアレジアで

は避けていますけれども。委託には、常時、預かる委託とバカンスや週末に預かる制度があるので、それをいろいろ組み合わせると、常時ではないにしても、ある時点で、何人もの子どもがその家庭にいることがあります。

もう一つの場合として、奥さんが先に里親になっていて、その後、旦那さんもAFのアグレマンを取るとなると、3人+3人で6人を預かる可能性もあるということです。

◇夫婦でAFになるケースについて

質問4： それはまれなことでは？

デルペルー： それが、旦那さんも奥さんもAFになるケースがだんだん増えています。アシスタント・ファミリアルの社会的身分と実務経験が変わってきたということと、AFのプロフィールも変わってきたからなのです。

1例ですけれど、ルレアレジアでもここ3カ月で、3人の男性がAFになりたいと申し込んできました。その1人は、奥さんが長い間、AFをやっていたので、「僕も啓発されたので」、ということです。実際、すでにルレアレジアで働いている男性は、夫として自分も経験を積んできたので、奥さんの様子を見て自分もAFになりたくなったという方がいます。

ルレアレジアの特徴は、個々の子どもの状況に合わせてAFを選ぶということです。ですから、リクルートの際にそういった観点からも、採用することを重視しています。もちろん、その家に十分な部屋があるとか、規定の審査基準を満たしていなければなりません、それ以外の点ではわりと柔軟に対応しています。

一例を言えば、いくつもの委託機関から子どもを預かっている家庭にルレアレジアから小さい子どもを委託したいと考えるとき、その子の様子を見て、若者でもいいのですが、独占的にその子どもを世話してもらいたいときには、何人も預かっている家庭を避けるとか、その逆もあるというこ

とです。最終的に、どうやってAFをリクルートするのか、家族をどこまで評価するのかということは、私たちの機関の現状と、今現在どのようなニーズがあるのか、どんな子どもを委託しなければならないのかということで変わってきます。

◇難しい子どもを委託するAFについて

そこで最初の質問、AFが難しい子どもの委託を受けるとき、どのようにしてAFの能力や意欲を測るのかということですが、私たちの場合、まさに難しい思春期のお子さんで、かつ精神障害が少し見られる、そして今まで里親に何回か委託されても毎回うまくいかず、断絶があったという子どもも受入れています。そういう子どもを委託できるAFについては、ことにきちんと評価する必要があります。

その場合、ルレアレジアでは、その子どもと関係した様々な関係者、全ての人たちが一緒に話し合っただのようなAFならよいのかと評価をします。ある特定の子どもの委託に、まだリクルートしていないAFに選択を検討するときには、どんな人が良いのかをちょっと前倒し的に話し合います。こういう人に預けたらどうだろう、それでうまくいくだろうか、ということをいろんな関係者と話し合います。

すでに採用されていて、状況がすごくよくわかっているAFについては全くそうではありませんが、まだリクルートしていない里親にはリスクがあります。要するに、勘違いでこちらが考えていたことと違っていたということもあり得ます。そういうときは、委託する里親を考える前に、まず、子どもの状態を考えます。子どもと里親がちゃんと向き合えるかどうかということです。

初めての委託では、里親を間違えるリスクはやはり子どもに関するものです。例えば、その家庭に子どもが入ってもうまくいかずに騒ぐとか、それだけでなく、いろいろなことが起こります。

具体的事例をお話します。

最近あったことですが、3歳のとても落ち着いた子どもを預けることになり、私たちは、数カ所の委託機関から数人の子どもを預かっていたあるAFに委託しました。その人は、みんなで考えた末に、非常に温かい人で、受け入れ状態も間違いなく、また信頼がおけるし、能力もある、質が高いということで、みんなの意見が一致してその子を預けたのですが、その3歳の子どもは非常にイライラして、わざと自分を危険にさらすようなことをして、階段からわざと飛び下りたり、自分をひどく痛めつけるような行動をしたため、2カ月後にその家庭を替えなくてはなりませんでした。

そのことから、結局、AFの能力の問題だけでなく、その家の構造がどうなっているのか、1人だけを独占的に見てほしいと願っても、何人もの子どもがいたら、難しいということなどがよく分かりました。

この例では、緊急に家庭を替えなければならなかったため、そのAFが別のAFを紹介してくれました。そういうことは、普通はしないことですが、紹介して頂いたAFに委託したことで、大変うまくいきました。リクルートといっても、いろんな場合があるということです。これは大変ラッキーなことで、AFに紹介してもらってうまくいった例です。そういうリスクが、子どもに関していろいろとあるということです。

それからもう一つ、私は所長として1人のAFを採用しますと、AFには従業員としてのいろいろな権利が生まれますので、簡単には辞めさせられないという法律的問題があります。

◇複数の機関から委託を受ける里親

最近、里親のステータスやプロフィール、あるいは状況が随分変わってきました。私は、ルレアレジアの所長になって5年ですが、5年前には、二つの委託機関から子どもを預かるAFはほとんどいないと言われていました。1人だけ里親委託

機関ではなく、託児所から子どもを預かっていた方がいましたが、そのAFは日中の託児所に雇われていたからでした。ですから、厳密では、二つの里親委託機関から委託されたということではありません。

それがここ5年で非常に増えたという現実があります。その理由として、複数の委託機関から子どもを委託されるほうが機関には経済的に実は有利だからなのです。1か所から3人預かるより3か所から1人ずつ預かったほうが出されるお金がいいということもあって、そういう経済的状況のあることを否めません。

それからもう一つ、AFの意欲の中心的な動機に、子どもが大勢いる大きな家庭が好きだということがよくあります。県の予算という点でも、フランスのシステムでは、いくつかの雇用主がいたほうが楽だということがあります。どの機関もそうしているわけではありませんが、現実としてそういう傾向があるので、採用するときには、所長としてそういう現実も直視しなければなりません。

◇難しい子どもの委託：医療と臨床面の配慮

つぎに、難しい子どもを委託する里親をリクルートすることに関して、ドクターから医療面、臨床面で話して頂いて、その後で私からは特別手当についてお話したいと思います。それは法律で明確に謳われていることですが、委託契約に合わせて特別手当がときには保証されていますので。

デュオナ： 臨床面の話をする前に、少し里親家族への期待についてお話しします。通常、非常に懐の深い家庭であることがまず期待されますが、反面、それに対する報酬が非常に少ないと言えます。子どもの受け入れは、心温かく行われることが期待されます。そのために、教育面でも、愛情面でも、十分な注意を子どもに注ぎ、子どもを支えるというAFの能力が必要ですが、1回の面接でAFの状態を評価することはデリケートで非常に難しいことです。そこで、私たちのセンターで

は、8人がチームとなって、8人が少なくとも1度は必ず志願者のAFに会って、その感想や意見を言うようにしています。

それから採用面接で、私たちがAFについて重視する点の一つは、いかに柔軟に状況に応じて新しいことを行えるかということです。それを*créativité*と言っています。言い換えれば、どのように心が開かれているのかということ非常に重視します。

それからAFの体力です。例えば、子どもがとても小さくて、走り回るなど非常に運動量の多い子どもには、AFが50歳とか60歳を超えていると、とても疲れてしまうので、エネルギーが溢れているような人を選びます。

IFCOの講演資料にも書きましたが、うまくいくかどうかは、本当にケース・バイ・ケースです。私たちがちょっと困難だろうと思うケースでもうまくいくこともあれば、うまくいっているように見えても、突然駄目なことが分かることもあります。ですから、選択の基準をA、B、C、Dという形でガチッと決められないというのが本音です。

デルペルー： ドクターも言われましたが、再度強調したいのは、チームの存在が非常に重要だということです。その点で、私たちはすごく恵まれています。というのは、公的サービスの予算がどれくらいあるかによって、施設によって随分職員の数も違うようです。私たちのところでは、多分野にまたがる経験を積んだ方をチームに迎えていますので、委託のリスクをみんなで考えることができます。視点を交差させることが非常に重要です。育成担当のワーカーは、寄添いや子どものニーズを把握することに優れていますし、心理士も医師も、私も経験を積んでいるので、そういう実務体制で委託に取り組んでいます。

委託後も、その関係が編み込まれるということで、マイアージュ *maillage* という言葉でそれを表現しています。ネットを編む、編みこむということで、それができるかどうかを見ます。委託は